

高齢者や障害者などを新規に雇用した事業主に、給与の一部を補助する労働省の「特定求職者雇用開発助成金」制度で、以前から働いていた労働者を新規に雇ったと届けるなどして助成金を受け取っていたケースが昨年度、会計検査院が全国 26 都道府県を調べただけで計 58 件（不正受給額約 5,800 万円相当）もあったことが、11 月 13 日分かった。長引く不況で、事業主が経営不振から助成金目当てに不正な請求に走っている雇用実態が浮かんた。

この助成金は、55 歳以上 65 歳未満の高齢者を雇った場合は事業主に対し、国が雇用後 1 年間、賃金の 4 分の 1（中小企業の場合 3 分の 1）を支給する。重度障害者の場合は 1 年半の間、同様に 3 分の 1（同 2 分の 1）が支給される。

検査院は、26 都道府県 265 か所のハローワークで、約 1,600 の事業主に支給された約 24 億 6,000 万円の助成金を検査した。その結果、21 都道府県で不正受給が見つかった。不正受給額が最も多かったのは、神奈川県約 820 万円（6 件）、次いで千葉県約 780 万円（7 件）、東京都約 660 万円（6 件）の順だった。

助成金は、ハローワークに求人票を出している企業に、ハローワークが求職者を紹介し雇用された場合に支給される。このため新聞広告などを通じ、独自に雇った労働者をハローワークに出向かせ、事業主の求人票を選ばせて就職希望を出させるなど、虚偽申請が増えているという。

（毎日新聞・東京 1999 年 11 月 14 日）

書評

鹿島晴雄・加藤元一郎・本田哲三 著

認知リハビリテーション

岩田 誠（東京女子医科大学教授）

認知リハビリテーションという言葉は、最近になって用いはじめられてきた新しい言葉である。高次脳機能障害に対するリハビリテーションのうち、失語症のリハビリテーションだけは一定程度体系化され、方法論的にもしっかりした基盤の上に築かれていたが、失行、失認、注意障害、健忘などのその他の高次脳機能障害に対するリハビリテーションについては、散発的な工夫が多々あったものの、ハッキリと体系化された方法論は提唱されてこなかった。

しかし、著者が本書の中で紹介しているごとく、近年さまざまな疾患によって生じた高次脳機能障害のリハビリテーションの需要が高まるにつれて、その方法論に対する科学的なアプローチが必要となり、その結果生まれてきた知識体系が認知リハビリテーションという言葉で呼ばれる分野である。

本書では、認知リハビリテーションの総論として、まずその理論的側面が歴史的にきちんと整理されて述べられた後、さまざまな高次脳機能障害の検査

法が簡単に紹介されている。それに続いて、リハビリテーションの実際についてその方法論的な原則が述べられているが、この研究分野の概要を知るに好都合な興味深い章である。

本書の後半では、認知リハビリテーションの具体的な内容として、注意障害、記憶障害、視空間認知障害、遂行機能障害、情動および行動障害のリハビリテーション、さらには痴呆の認知リハビリテーションから認知薬物療法に至るまでが、実施の実践的な方法を交えて論じられている。

本書は小さな書物であるが、その内容は高度である。しかし、平易に書かれており理解しやすい。この分野での豊富な経験を持つ著者達ならではの魅力的な書物である。認知リハビリテーションという新しい分野でのわが国初の教科書として、高次脳機能障害に携わる多くの職種の方々に読んでいただきたい好著であると思う。

（A 5 頁 248 3,900 円＋税 1999 医学書院 刊）